

る情報収集および公私の場・接点に焦点を当てての参与観察を行ったり関係者に話をうかがったりしてきた。

- 平成9年1月から平成10年9月まで毎月A町の調整会議にオブザーバーとして参加し観察を行った。
- A町の調整会議の構成メンバーにインタビュー調査を行った。
 - ・インタビュー対象：行政の担当職員、社会福祉協議会の職員、ホームヘルパー主任、在宅支援センター所属のソーシャルワーカー
 - ・インタビュー内容：調整会議の有り様についての意見等を中心に

3. A町の調査会議の概要

- (1)昭和63年4月1日 始動
- (2)平成4年6月6日 保健福祉課主導「ケース検討会」として出発
- (3)平成7年度は休む
- (4)平成8年5月27日 県のマニュアルに基づき「高齢者サービス調整会議」として再出発
- (5)平成9年5月6月7月 休む
- (6)平成9年8月 再開
 - ・従来のあり方の「ケース検討会」ではなく共同研究会・勉強会として開催：福祉サービスの種類ごとに利用状況などの現状の報告、意見交換、情報交換の「場」として再開

4. A町の調整会議の運営の特徴

- (1)会議の主催一場の提供や会議への参加の勧誘は行政が担当し、司会やまとめ役は在宅支援センター所属のソーシャルワーカーが担当していて役割分担を明確にしている。
- (2)参加者全員が意見を積極的にいう（ソーシャルワーカーの意図的な働きかけが大きい）
- (3)民生委員が必ず参加している。
- (4)平成9年10月より消防署と警察署の代表が参加している。
- (5)農協や他地域のホームヘルパーの見学を受けるなど開放的である。

IV. 考察と結論

1. 考察

1) A町の調整会議の運営・活動内容の変更からの考察

調整会議は処遇困難ケースを実名で報告し、構成メンバーらがその問題解決に向けて機能していくものとして活動している。しかし、市レベルと違って町レベルになるとケースの対象者についてメンバーも個人的に知っている場合が多く、ケースに関する家族状況などの情報に詳しい時もある。その点は困難ケースの解決に役立つというメリットもあるが、構成メンバーの感情面にデメリットの面を与える場合も起こりうる。

特にケースの内容の困難性や地域の資源不足などによって問題解決に結びつかない結果になると構成メンバーに調整会議の場が「単なるうわさばなしの場」のように感じられるなどのマイナス的な気持ち、雰囲気を与えかねないと考えられる。

A町の調整会議が平成9年5月から3ヵ月間突然休むことになったのは、まさに上のような気持ちが調整会議メンバーに広がり調整会議のケース検討機能の限界に対する葛藤が主要因であったことがインタビューで明らかになった。その後、A町の調整会議は共同研究会として再出発しこしばらくつづいている。

2) 共同研究会の積み重ねによる構成メンバー間の協働の意識向上の可能性についての考察

平成9年8月よりA町の調整会議は、共同研究会として主に医療・保健・福祉サービスの利用状況やサービスの不足状況等についての情報を構成メンバーがもちより交換している。

従来の処遇困難ケース検討の有り様ではそのケースに関係あるだろう資源について話し合うことはあっても他のサービスの状況については話し合うことはない。そして、各組織によっては独自にやっているサービスもありうるのだがそういう情報をメンバーに伝えることはまずない。

しかし、調整会議のあり方を共同研究会にすることによって地域全体の福祉・保健・医療のサー